

平成17年第7回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成17年12月13日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
議案第109号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第110号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第111号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第112号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第113号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第114号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第115号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）
議案第116号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計補正予算（第2号）
議案第117号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第2号）
議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第2号）
議案第122号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定について
議案第124号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第126号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について
議案第128号 那須塩原市営放牧場条例の制定について
議案第129号 那須野が原ハーモニーホール条例の全部改正について
議案第141号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
議案第142号 市道路線の廃止及び認定について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議員の派遣について
（採決）
- 日程第 3 常任委員会行政視察の報告について
（報告）

追加（第1号）

日程第 1 報告第 32号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)

日程第 2 発議第 26号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長
西那須野
支所 長

織 田 哲 徳 君

農業委員会
事務局 長

八 木 源 一 君

田 口 勇 君

塩原支所 長

櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 部 義 美

議事課 長 石 井 博

議事調査係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福 田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。

ここで、助役から発言があります。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、まず冒頭に、深くおわび申し上げたいと存じます。

第7回那須塩原市議会定例会に提出いたしました議案、議案集につきましては、定例会の開会時、会期中に訂正をさせていただきました。

さらに、議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等についての議案資料に誤字、脱字など新たに不備な点がございましたため、昨日、関係します説明資料の正誤表とともに訂正後の議案資料を配付して、差しかえをお願い申し上げたところでございます。

改めまして、一連の議案並びに議案資料の訂正につきまして、心から深くおわび申し上げますとともに、二度とこのような事態を招くことがないよう、早急に新たな審査体制の整備を図ってまいりますとともに、議会提出、提案前の関係資料の精査につきまして、さらに徹底してまいりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本来あってはならないミスでございまして、大変申しわけございませんでした。

○議長（高久武男君） 執行部に申し上げます。今後このようなことのないように、十分注意をお願いするところでございます。

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第108号～議案第118

号、議案第122号～議案第

129号、議案第141号、議

案第142号及び請願・陳情の

各常任委員長報告、質疑、討論、

採決

○議長（高久武男君） 日程第1、議案第108号から議案第118号まで及び議案第122号から議案第129号まで、並びに議案第141号、議案第142号の21件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

○総務教育常任委員長（植木弘行君） おはようございます。

ただいまより、総務教育常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年第7回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件1件、条例案件4件、陳情1件の計6件であります。

これを審査するために、12月7日、午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもとに、所管の部・局長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

それでは、議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）についてを申し上げます。

まず、企画情報課ですが、歳出の主なものとしては情報系システム管理費で、ホームページ充実のためのシステムバージョンアップ等の補正です。

委員より、ホームページは、小学生からお年寄りまでだれも見やすいように、文字の大きさもさることながら、避難場所などの掲載もお願いしたいと要望がありました。

次に、秘書課について申し上げます。

歳出の主なものとしては秘書事務推進費で、合併1周年記念式典に係る経費と市の木・花制定事業経費等です。

次に、総務課について申し上げます。

歳出の主なものとしては特別職及び一般職給与費で、条例改正に伴う給料、共済費の減額と、早期退職者が9名いることによる退職手当組合の負担金の増額や、黒磯・那須消防組合負担金で、早期退職者が7名の退職手当組合負担金の増額などを補正するものです。

次に、財政課について申し上げます。

歳入では、不動産売払収入があり、総務部所管の普通財産4か所の売却によるものです。

また、歳出の主なものとしては庁舎管理費で、庁舎の冷暖房燃料費が原油高騰の影響により不足するためと、公用車集中管理費の集中管理車34台の燃料費代等の経費です。

委員より、ガソリン等の購入方法はどの質問があり、公用車燃料の契約は契約検査課で入札を行い、単価を決定している。決定した額で提供できる業者を募り、指定業者であればどこでも入れられるという方法をとっていると答弁がありました。

次に、税務課について申し上げます。

歳出としては、徴収事務推進費で、西那須野支所の税務課職員の育児休業を予定していたが、人事異動により臨時職員を雇用しないで済んだための減額です。

次に、教育総務課について申し上げます。

歳出の主なものとしては事務局管理費で、山村留学推進事業の廃止による減額や、学校給食共同調理場管理運営事業の西那須野調理場使用燃料の単価上昇による不足分、水道、電気の値上がり分などの補正です。

質疑では、山村留学の廃止された経過を説明願いたいという質問がありました。

執行部より、33名と1名の長期交流や、33名と夏休み期間中に来る10数名の短期交流ならば大いに成立するけれども、小学校の統廃合の結果、120人の中の1人、2人や、120人と10数名の交流が、果たして留学に来る子供のためになるのか、迎え入れた塩原の子供たちのためになるのかという教育的交流の効果が疑問視されたので、廃止することとしたと説明がありました。

次に、学校教育課について申し上げます。

歳出では、中学校活動支援事業で、生徒がスポーツ競技大会や文化活動に参加するときの交通費、宿泊代の補助に不足が見込まれるための補正です。

次に、生涯学習課について申し上げます。

歳出は、市内の公民館、文化会館設備の修繕等が主なものです。

次に、スポーツ振興課について申し上げます。

歳出の主なものとしてはスポーツ振興事業で、那須拓陽高校の女子駅伝チームが全国大会へ出場するための特別激励費や、にしなすの運動公園ボールの修繕費などです。

最後に、選挙管理委員会事務局について申し上げます。

衆議院議員選挙の開票時間が予定より早かった

ため、職員手当を減額し、事務用消耗品、投票箱、記載台、投票用紙自動交付機などを購入するもので、事業内の組み替え補正でございます。

以上、9課1局にまたがる議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、全員異議なく承認いたしました。

続きまして、議案第122号 那須塩原市税条例の一部改正についてを申し上げます。

本案は、初日に即決された固定資産評価員の身分についてを条例で規定するものです。

全員異議なく承認いたしました。

議案第126号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方自治法と同施行令の一部改正があり、長期継続契約について、条例で定めれば複数年の契約が可能となったことで、那須塩原市においても、契約の適正化、事務処理の簡素化を図る観点から条例の制定をするものです。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等についてを申し上げます。

本案は、黒磯文化会館において指定管理者制度を導入することに伴い、条例の改正をするものです。

委員より、三島ホールと塩原文化会館への導入は検討されたのかとの質問があり、三島ホールは実質的な事業は行っておらず、貸し館業務だけなので、今の段階では直営ということとなった。塩原文化会館はほとんど利用がないので直営としたと答弁がありました。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第129号 那須塩原ハーモニーホール条例の全部改正についてを申し上げます。

本案は、平成18年度から指定管理者制度導入に当たり、今までどおり那須塩原市と大田原市で同様の条例を制定した場合、指定管理者の指定の手続に関する規定が重複する不合理が発生するため、条例の全部を改正し、引き続き両市の共同設置であることを明示しつつ、大田原市に管理運営事務を委託する内容とするものです。

質疑では、委員より、管理運営を何年か交代で行うことはできないかと質問があり、交代は法的には可能であると思うが、今の段階では大田原に委託することが最良であると答弁がありました。

採決では、賛成6、反対1で、賛成多数により承認いたしました。

最後に、陳情第10号 公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める意見書の採択を求める陳情書についてを申し上げます。

委員の意見としては、労働問題は労働基準局が窓口となるので、この陳情は行政や議会に訴える性質のものではないと判断するという意見や、参議院において附帯決議されていて、もっと実効あるものにしてもらいたいという陳情に対し、簡単に否決することはできない。もう少し実態を調べて結論を出すために、今回は継続としたいなどの意見がありました。

採決の結果、採択1、不採択5、継続審査1となり、不採択とすることに決定いたしました。

以上が本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

それでは、ここで訂正がございます。

議案第129号で、那須野が原ハーモニーホールというべきところを那須塩原ハーモニーホールと申ししまいました。訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。

27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

当委員会では、去る12月7日、午前10時から第4委員会室において、執行部から部長、調整班長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

当委員会に付託された案件は、予算案件が4件、条例案件が1件、その他の案件1件の6件であります。

まず、議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）についての審査結果について申し上げます。

市民福祉部の福祉担当の主なものは、歳入では児童福祉費負担金5,240万円で、これは保育園児の増によるもので、保育料負担金、認可保育園保育料負担金とも増加しております。

歳出では、介護サービス基盤整備事業1,200万円で、認知症高齢者グループホーム整備補助金であり、認可保育園運営費5,967万7,000円は、入園児の増によるものであります。

質疑では、認知症高齢者グループホームの実施主体及び設置場所の質疑に対して、社会福祉法人同愛会が実施するもので、場所は西那須野地区の二区町、一区町に建設をする旨の答弁がなされました。

保健担当の主なものは、歳入では社会福祉費県補助金2,252万2,000円、児童福祉費県補助金666万2,000円は、対象人員の増加によるものであり

ます。

歳出では、重度心身障害者医療助成事業3,884万4,000円、ひとり親家庭医療費助成事業1,332万6,000円とも人員増によるものであります。

質疑では、ひとり親家庭医療費助成事業のひとり親家庭の数、医療費の額の質疑に対して、平成17年11月1日現在で1,058世帯、2,329人、平成17年4月から9月の支出済額で、1件当たり2,627円、1人当たり7,413円などの答弁がなされました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、歳出で、事業の執行額の確定に伴い、ごみ収集費は204万5,000円の減額、西那須野清掃センター管理運営事業は513万8,000円の減額になっております。

質疑では、西那須野清掃センター管理運営事業の点検業務委託の時期についての質疑に対しまして、平成17年9月2日に株式会社都市整備センターとの契約を行い、履行期間は平成17年9月5日から平成18年3月20日までとの答弁がなされました。

以上の質疑内容等が出されました。議案第108号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第109号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第110号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第111号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告及び人事異動に伴う調整などであり、いずれも全員異議なく承認されました。

次に、議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等についての審査結果についてを申し上げます。

平成18年4月1日から、指定管理者として特定

の団体を選定する施設について、地方自治法の規定により条例に定めるもので、管理の基準及び業務の範囲を規定するものであります。

当委員会では、那須塩原市障害者通所授産施設等条例の一部改正と、那須塩原市元気アップデイ・サービスセンター条例の一部改正を審議いたしました。

質疑では、更新は何年なのかの質疑に対しまして、従来、特定な団体に委託していたものについて指定管理者を導入する場合は、3年とするという原則があるとの答弁がなされました。

議案第127号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第141号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についての審査結果について申し上げます。

緊急医療対策事業実施要綱の交付対象が施設設備事業に限定されたため、これを削除し、在宅当番医制度事業の実施及び病院群輪番制病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務だけを広域事務組合で行う改正であります。

質疑では、救急医療対策事業はどうなるのかの質疑に対しまして、国・県の補助金がなくなっても、構成市町でそれを分担して、今までどおり実施していくとの答弁がなされました。

議案第141号については、全員異議なく承認されました。

以上が、福祉環境常任委員会の審査の結果でございます。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

それでは、産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

平成17年第7回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案2件、陳情1件の計6件であります。

これらを審査するため、12月7日、午前9時より陳情に関する現地調査を行い、10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと所管の部長、局長、調整班長、課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、審査の経過と結果であります。

初めに、議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）の商工観光課、観光課所管について申し上げます。

歳入では、20款4項4目の中の商工費雑入500万円は、ジャンボ宝くじの収益により市町村地域再生支援事業として、本年度と来年度の2年間、助成金を受けるものです。

歳出の主なものは、6款1項12目健康増進施設管理運営事業の燃料費が前年度上半期と比較すると200万円ほどオーバーしているための補正であります。

7款1項4目工業団地管理事業は、8月12日の豪雨の際破損したマンホール、2か所の改修工事の補正であります。

委員からは、マンホールに関する質問があり、今後のマンホール改修工事では、浮上防止型のものに変えていくとの説明がありました。

また、板室健康のゆグリーン・グリーンの問題では、源泉温度が36.4℃で1km配管すると2℃下がるため、使用時点では約34℃となることから、今後も原油の高騰が続くようであれば、何らかの

対策が必要ではないかとの意見が出されました。

議案第108号、商工観光課・観光課所管については、全員異議なく承認いたしました。

続きまして、農務課所管の議案第108号について申し上げます。

歳出の主なものは、6款1項6目畜産基盤再編総合整備事業の3,338万1,000円は、当初計画では農地改良、農地造成28.2haが9.2haふえ、合計37.4haとなり、家畜等の建物も7棟から9棟にふえたことによる補助金の補正であります。

同じく、7目那須野原総合農地開発事業の418万1,000円は、百村地区の水路の東西分岐ゲートが、手動により2人で半日作業を行っていたものを電動化するものであります。

委員からは、新農業水利システムの質問があり、東西分岐ゲートは非常に大きなゲートであり、人力では開門に時間がかかるため、上流に落差口発電を取りつけ、その電力でモーターを可動する仕組みである説明がありました。

議案第108号、農務課所管についても、全員異議なく承認いたしました。

次に、農業委員会所管の議案第108号について申し上げます。

歳入では、15款2項4目の農業委員会交付金が、国の三位一体の改革により2割削減され、243万8,000円の減となるものです。

歳出の主なものは、6款1項1目の農業委員会運営費であり、農地転用に伴う現地調査の方法を、地域担当による調査からグループ調査にしたことなどから、調査委託費を廃止するものであります。

議案第108号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第114号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、職員給与費の減と、1款2項1目の南赤田浄化センター内水位計設備点検であります。

委員からは、浄化センター水位計の点検のあり方について質疑があり、今後は定期点検項目に入れていくことも検討するとの説明がありました。

議案第114号は、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第115号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回は、歳出のみの補正であり、職員給与費の削減分を予備費として確保し、修繕等に当てるものであります。

なお、この特別会計は、一般会計からの繰入金はありません。

議案第115号についても、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第127号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について申し上げます。

本議案は、平成18年4月から、指定管理者として特定の団体を選定する15施設に関する11件の条例について、地方自治法の規定により定めるとされている管理の基準及び業務の範囲等を規定するため、これらの関係条例の一部改正を一括して行うものであります。

産業観光部に関係する施設は、那須塩原市板室健康のゆグリーン・グリーン、那須塩原市塩原温泉家族旅行村、那須塩原市塩原温泉華の湯、那須塩原市もみじ谷大つり橋、那須塩原市塩原もの語り館、那須塩原市青木ふるさと物産センター、那須塩原市地域資源総合管理施設、那須塩原市箒川沿岸運動公園の計8施設であります。

委員からは、施設と附属施設及び器具の破損の

修繕の質問があり、10万円を目安に、10万円以下は指定管理者が行い、10万円以上は市が行う、しかし、古い施設もあれば新しい施設もあるため、契約の際の指定管理者との協議の中で決めていきたいとの答弁がありました。

また、条例の第2条、施設の名称及び位置で、名称〇〇（以下××という）とあるものもないものがある点、また、施設管理の範囲では、開館時間及び休館日、その指定管理者による管理範囲が第2条の2と第3条に分かれている点など、条例をつくるに当たり統一性に欠けるのではないかとの意見が出されました。旧規則から移行しており、類似施設であっても個々に違う面があるため、このような状況になった、今後、検討して統一できるものは統一していきたいと考えているとの説明がありました。

議案第127号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第128号 那須塩原市営放牧場条例の制定について申し上げます。

本議案は、共同放牧による家畜の飼養管理の合理化により、酪農振興を図るため取得した八郎ヶ原放牧場の管理運営等について、必要な事項を定めるとともに、新たに指定管理者制度が導入されることから制定される条例であります。

委員からは、第5条の利用の範囲について質問があり、例年100頭前後の放牧があり、今年は90頭であった。その内訳は、西那須野地区から13頭、黒磯地区から6頭であった。また、箒根酪農協同組合の組合員が30頭、組合員以外が60頭であり、最大放牧数は130頭であるとの説明がありました。

議案第128号は、全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第11号 那須野ゼロポイントに関する陳情について申し上げます。

緯度経度の交差点をゼロポイントまたはディグリー交差点とも言われ、全国には39か所あり、関東には3か所あります。そのうちの1か所が、市内青木にある北緯37度線と東経140度線が交差する、いわゆる那須野ゼロポイントです。

委員の大方の意見は、新たな観光資源としての可能性があること、子供たちの教育的見地からの教育資源としての価値、また、まちづくりに欠かせない市民との協働の方向性に沿った地元の熱い熱意を感じることなどの意見が出され、陳情の趣旨については賛同するが、具体的要望内容については、今後もう少し調査、研究が必要であるとのことから、全員一致で継続審査といたしました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。
18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会に付託をされました審査の結果をご報告申し上げます。

平成17年第7回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件6件、条例案件3件、その他の案件1件であります。計10件であります。

これを審査するため、12月7日、午前10時より第2委員会室において委員全員出席のもと、所管部長を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第108号 平成17年度那須塩原市

一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

まず、下水道担当について申し上げます。

下水道事業特別会計繰出金は、職員の給与費に充てるものである旨説明がありました。

次に、都市計画担当について申し上げます。

歳入は、塩原関谷土地区画整理地内3区画と、市道畑下線道路改良に伴う市有地の売り払い代金であり、また支出においては、街路整備事業で黒磯地区の上豊浦2号線の土地購入の減と、同線の補償の増額によるものであります。

また、まちづくり交付金では、駅西口広場測量設計委託業務及び体験学習施設新築工事等の確定による減額を、中央通りの委託料、公有財産購入費、補償費等に組み替えしたものであります。

住宅総務費では、給与改定に伴う人件費と共同テレビ受信料の増額である旨説明がありました。

街路事業で、黒磯地区の上豊浦2号線の土地購入の減額は、地権者の事情によるものか、また改めて予算化をして取得するのか、それとまた、そのことにより計画がおくれることはないかとの質疑があり、地権者の都合によるもので、次回に送り購入をすると、計画については影響が出ないものである旨説明がありました。

次に、道路担当について申し上げます。

道路橋梁事務推進費は、上厚崎地内の認定外道路測量業務委託が主なもので、道路管理費では市道下豊浦2号線の工事費、原材料費が主なもので、河川費では、鍋掛地区地域排水施設整備事業に係る負担金である旨説明がありました。

次に、区画整理担当について申し上げます。

歳入については、汚水枝線工事の整備のために、区画整理合併施工分を下水道特別会計に組み替ええるものである。また、歳出では下水道築造工事の減額と、水道管布設工事負担金の増額である旨

説明がありました。

下水道築造工事の減額の内容について質疑があり、合併施行によるものと、マンホールを小さいもので長い間隔にしたためとの答弁がありました。

次に、建築担当について申し上げます。

特定行政庁の準備のための補正である旨説明がありました。

議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）につきましては、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第112号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳出の増額は、職員給与費と施設維持管理事業であります。また、減額は、市道関谷・横林線のうち1.6kmの区間を、75mmから100mmへ布設替工事の執行残でありました。

公債費については、昨年度実施事業の利率が3%から2%に確定したものである旨説明がありました。

配水管布設工事の減額は大きな額であるが、内容についてはという質問があり、当初予算の概算設計の金額の差と、入札差金の差である旨答弁がありました。

議案第112号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第113号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

下水道建設事業において主なものは、黒磯、塩原両地区とも組み替えによるものとの説明があり、職員給与費でありました。職員給与費で時間外手当が多いがという質疑があり、すり合わせや補助申請等にも時間を費やしているとの答弁があり、

議案第113号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第116号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

収益的収入及び支出の営業費用では、職員の1名減と給与改定によるもののほか、自家用発電機改修工事執行残の減額と、鳥野目浄水場沈殿池改修設計委託料の増額等が主なものであります。

営業費用については、公営企業借換債の利率の確定によるものです。

次に、資本的収入及び支出の収入については、大規模排水路整備関連配水管布設工事に係る負担金、区画整理事業配水管布設工事負担金及び広域農道1号支線減圧弁室移設工に伴う県からの補償金であります。

支出については、建設改良では、給与等の改定に伴う減額のほか、工事請負費の増額及び企業債償還金では公営企業債の額の確定によるものである旨説明がありました。

職員の減は退職か異動か、また補充は、それから、大規模排水整備関連配水管布設工事の箇所は、金額が多いと思われるがとの質疑があり、職員については退職であり、補充はありません。また、県道黒磯・黒羽線と国道4号の交差部南であり、不断水工事で施工のためである旨答弁がありました。

議案第116号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第117号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第2号）については、給与改定に伴う人件費の補正である旨説明があり、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入は、下水道使用料ほか徴収事務委託料の減額と、給与改定に伴う人件費の補正等である。また、収益的支出では、宮島橋配水管布設替え等の固定資産除去費が主なもので、ほかは給与改定に伴う人件費の補正等である。

資本的支出は、給与改定に伴う人件費の補正と、公営企業借換債の額の確定によるもので、簡易水道事業収益は、水道加入金の増額と、雷による建物共済保険金である。簡易水道事業支出は、修繕費及び減価償却費の確定による増額と、給与改定に伴う人件費の補正である旨説明があり、保険金は全額補償か、被害状況は、また毎年受けているのか等の質疑があり、額の確定はまだだが、全額計上している。毎年ではないが、被害が多い旨答弁があり、議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第142号 市道路線の廃止及び認定につきましては、1路線を廃止、4路線を一たん廃止し再度認定し、また1路線を新規に認定するものである旨説明があり、議案第142号 市道路線の廃止及び認定につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定については、建築基準法の規定に基づくものである旨説明があり、委員の任期の定めがないがとの質問に対し、任期については建築基準法で定めであるとの答弁があり、議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定については、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第124号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、建築審査会の条例の制

定に伴うものである旨説明があり、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、特定行政庁を設置することにより、手数料を徴収するため手数料を定めた旨説明があり、本市でやるメリットは、また料金体系はどのように定めたかとの質疑があり、迅速性及び住民の意向を反映できることにある。また、県内特定行政庁と変わらない形になっている旨答弁がありました。

議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく承認をいたしました。

以上が当委員会に付託されました案件等の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わります。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、議案第108号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

について、反対討論いたします。

本補正予算には、平成18年4月1日から那須塩原市に特定行政庁を設置するための準備経費としての建築指導費が計上されています。来年度から建築確認の審査を那須塩原市で行うための準備ですが、現在は、建築確認の審査は県が行っております。合併で那須塩原市の人口が10万人を超えたことで、特定行政庁を設置して、建築確認の審査を市としてできることになりました。

確かに、人口は11万人を超えましたが、内実は人口6万人余りの黒磯市と西那須野、塩原の2つの町が一緒になっただけです。ですから、まだ行政の能力は小さな市そのままです。ですから、特定行政庁を設置できても、県の職員を派遣してもらわなくては建築確認の審査ができません。建築確認の審査を行うための建築主事が、那須塩原市には一人もいないため、県から建築主事を派遣してもらうこととなります。そのための人件費と経費は那須塩原市の負担です。

人口が10万人を超えたからといって、特定行政庁を設置して建築確認を市で行わなくても、今までどおり建築確認審査を県に担ってもらうことで、不都合はないのではないのでしょうか。市独自で体制を組めないのに、無理に経費をかけて行うだけのメリットもなさそうです。建築確認申請の窓口が近くになるといっても、大田原に行かなくてよい程度です。また、建築確認の申請に行くのは業者で、一般の市民には余り関係がなさそうです。

でも、地方分権の観点から考えますと、権限が移譲されることは望むところでもあります。ただ、権限に財源が伴って移譲されるならよいのですが、栃木県では権限だけのようです。

岩手県では、専門技術や知識のある職員を市町村に派遣、給与は県が負担し、指揮監督の権限は派遣先の市町村にゆだねる県内分権を行っていま

す。事業内容は違いますが、建築確認審査に関しても、栃木県もそのくらいの支援をするなら話は別です。もちろん栃木県ではそのようなことは期待できません。

耐震強度偽装問題の影響で、建築確認審査の自治体の責任は重くなり、その上、財政的負担も大きい、審査に必要な専門職はいないとあっては、那須塩原市で建築確認を行うのは時期尚早です。

以上の理由により、那須塩原市に特定行政庁を設置するための準備経費として建築指導費が含まれている平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）には反対です。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第108号については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。

起立多数。

よって、議案第108号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第118号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第2号）までの10件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第109号から議案第118号までの10件については、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第118号までの10件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 那須塩原市税条例の一部改正については、討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第122号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定についてから議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてまでの3件について、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） まず、議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定についてから、反対討論いたします。

この条例は、那須塩原市に特定行政庁を設置し、今まで県が行っていた建築確認の審査を市が行うため、建築審査の組織、議事その他審査に必要な事項を定めるものですが、建設審査会を置く前提となります建築確認の審査を那須塩原市が行うこと自体に、問題が幾つかあります。

その一つは、建築確認の審査を行う建築主事がないことです。

建築主事がないため、今までの建築確認の審査をしていた県から職員を派遣してもらうこととなります。そのための人件費は市の負担となります。県から権限は移譲されますが、財源は移譲されません。

問題の二つ目は、現在、社会問題となっている耐震強度偽装問題で、建築確認を審査した行政にも責任があったとしたことです。そのため、危険物件を一たん自治体がい取りといった異例の方法を盛り込んだ住民支援を決定したことです。このことは、建築確認制度を強化すると同時に、行政の責任を重くすることにつながります。このようなときに、合併で人口がふえただけで行政の能力が伴っていない那須塩原市が、特定行政庁を設置して建築確認の審査を行うことは、問題があると思います。

現在の建築確認制度は、建築設計が建築基準法など諸法令に適合しているか否かを建築主事が確認するだけの制度でしかありません。しかし、確認機関でしかない建築主事の権限が、1998年の建築基準法の改正に伴い、民間開放として民間指定確認検査機関が建設確認を行うようになりました。この時点から、検査機関との名称からも、確認制度への期待が大きくなったと思われます。その期待とは反対に、民間の建築技術を建築主事が十分に理解して建築計画の技術的問題をチェックすることは不可能に近い状態だったことでしょう。現場の施工の検査などは想定外と思われます。これが実態です。

ですから、今回、耐震強度を偽装した確認申請を受け、民間の確認機関だけでなく、多くの自治体が何の疑いもなく確認をおろしております。もともと、確認制度は、この程度の制度だったのですが、過剰な期待感が確認機関の責任だけを大きくし、建築士、施工業者、ディベロッパーなど、建築関係者のそれぞれの担う仕事の範囲の責任をあいまいにしたと思われます。その結果、偽装を見逃した行政の責任がいち早く問われ、税金で支援することになったと思われます。

現在、建築確認をした行政の責任が重くなって

しまった上に、建築確認制度を強化すべきとか、公共、民間の役割を問い直すべきだとか言われています。このような時期に、幾ら県から建築主事を2名派遣してもらおうとしても、自前の建築士もいない状態で建築確認の審査を那須塩原で行うには、余りにもリスクが大き過ぎます。

以上の理由で、建築確認の審査を市が行うことは時期尚早です。よって、建築審査会条例の制定は必要なく、建築審査会委員の報酬を設定することも、建築確認に関する手数料を制定する必要もありませんので、議案第123号 那須塩原市建築審査会条例の制定についてと、議案第124号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてと、議案第125号 那須塩原市手数料条例の一部改正に対しては反対です。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第123号から議案第125号までの3件については、建設水道常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。

起立多数。

よって、議案第123号から議案第125号までの3件については原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第126号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてから議案第129号 那須野が原ハーモニーホール条例の全部改正についてまで及び議案第141号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について、並びに議案第142号 市道路線の廃止及び認定についての6件については、討論の通告者がないので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

議案第126号から議案第129号まで及び議案第141号並びに議案第142号の6件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長長の報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第126号から議案第129号まで及び議案第141号並びに議案第142号の6件については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、陳情第10号については討論通告者がないので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第10号については、総務教育常任委員長報告のとおり不採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、よって……

〔「異議あり、採決」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 失礼しました。

採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔「どっちに賛成、陳情に賛成。不採択を問わないよ、議会は。採択を問うんだ

よ」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 採択をいたします。

〔「採択するかどうかとって」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 採択することに異議ございませんか。

〔発言する人あり〕

○議長（高久武男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（高久武男君） 会議を再開いたします。

採決いたします。

陳情第10号については、総務教育委員長報告のとおり不採択の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、陳情第10号——失礼しました。

報告のとおり、不採択と決しました。

次に、陳情第11号について、討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第11号については、産業観光常任委員長報告のとおり継続審査とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号については、産業観光常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

—————◇—————

◎議員の派遣について

○議長（高久武男君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から会議規則第159条の規定により、お手元に配付しております議会運営委員会視察研修実施計画書が提出されております。お諮りをいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

議会運営委員長は、視察の結果を次の定例会において報告を願います。

次に、創生会代表の菊地弘明君、未来21代表の水戸滋君、緑風会代表の相馬司君及びはるのひ会の代表山本はるひ君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

◇

◎常任委員会行政視察の報告について

いて

○議長（高久武男君） 日程第3、常任委員会行政視察の報告についてを議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

○総務教育常任委員長（植木弘行君） それでは、平成17年度総務教育常任委員会の行政視察について、報告を申し上げます。

10月27日、28日の2日間、委員8名、随員1名の計9名で、長野県松本市、長野市、須坂市へ視察に行つてまいりました。

内容といたしましては、松本市美術館と須坂市文化会館が館の運営について、長野市が指定管理者制度についてであります。

詳細につきましては、お手元に配付されております報告書をご一読くださいますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長、27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） 福祉環境常任委員会の行政視察について、報告いたします。

去る10月18日から10月20日までの3日間、委員8名、随員1名、9名で行政視察を行つてまいりました。

埼玉県の所沢市にある国立身体障害者リハビリテーションセンターで、施設概要と事業内容についてを、また、東京都世田谷区の東京農業大学リサイクル研究センターでは、エコテックゾーンプロジェクトの事業内容について、視察をしてまいりました。

また、滋賀県彦根市で、環境基本計画及び地域行動計画についてを、また、同じく滋賀県能登川町の能登川図書館では、事業内容と運営方法についての視察をしてまいりました。

また、詳細につきましては、お手元に配付されております報告書をご一読くださいますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長、16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） それでは、産業観光常任委員会の行政視察の報告を行います。去る11月14日から16日の2泊3日で、議員8名、事務局1名、計9名で、愛知県犬山市と石川県七尾市並びに和倉温泉観光協会を視察してまいりました。

視察内容につきましては、お手元の資料をご一読いただければ幸いです。

また、今回の視察を通しまして、早速結果が出ておりますので、ここでご披露させていただきたいと思います。

和倉温泉観光協会のほうより、2点について、事務局のほうに連絡が入っております。

1点は、和倉温泉観光協会が毎年発行しているわくらづくしの平成18年分に、塩原温泉の案内を掲載すること。

2点目が、来年1月7日にテレビ金沢で生放送される1時間程度の番組において、和倉温泉とともに塩原温泉もPRするというような内容でございます。

今後、両温泉間で交流がますます進むことを期待して、ご報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長、18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会の行政視察の報告をさせていただきます。

建設水道常任委員会におきましては、10月17日から19日までの3日間、兵庫県西宮市、兵庫県上郡町、兵庫県高砂市を視察してまいりました。

西宮市につきましては、復興後の市街地の開発ということで、「ACTA西宮」を中心に見てま

いりました。

上郡町におきましては、播磨科学公園都市を視察してまいりました。

高砂市につきましては、市の池公園を視察してまいりました。

詳細につきましては、皆様のお手元に配付しております報告書のほうをご一読いただければ幸いです。

以上で、報告にかえさせていただきます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

以上で、常任委員会行政視察の報告を終わります。

ここで、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、本日9時30分より議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

議員提出の案件として、意見書提出の案件が1件ありますが、即決扱いといたします。

ほかに、市長提出の報告案件が1件ございます。

議案に対する質疑は1人3回まで、時間は15分以内といたします。

討論は、賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

以上が、追加議案に対する審議の結果であります。よろしくご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

—————◇—————

◎日程の追加

○議長（高久武男君） 追加議事日程第1号に入ります。

—————◇—————

◎報告第32号の報告

○議長（高久武男君） 日程第1、報告第32号 専決処分についてを議題といたします。

本案について、報告の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第32号につきましては、地方自治法の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告をするものでございます。

本案件は、平成17年9月7日、市役所駐車場におきまして、公用車を駐車し、降車のために運転席側ドアを開けた際、折からの台風の強い風にあおられまして、予想以上にドアが開き、隣接区画に駐車中の相手方車両の右後部ドアに損傷を与えたものであります。

両者協議により、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償額6万5,762円を支払い、本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことで和解が成立をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎発議第26号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、発議第26号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君登壇〕

○24番（植木弘行君） ご説明いたします。

発議第27号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について説明いたします。

三位一体の改革につきましては、3兆円の税源移譲が基幹税、所得税から個人住民税により行われるとともに、建設国債対象経費であります施設整備費の一部が税源移譲の対象とされました。

また、生活保護費の地方負担は阻止できましたが、児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれております。

したがって、今回改めて真の地方分権改革の確実な実現に向け、地方の改革案に沿って、平成19年度以降も第2期改革として、さらなる改革を強力に推進することを、国及び関係機関に求めるものであります。

議員各位におかれましては、この提案の趣旨を理解の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

大変失礼しました。発議第27号と申し上げましたが、発議第26号の誤りでございます。26号とご訂正いただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第26号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で平成17年第7回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成17年第7回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11月28日から本日までの16日間にわたります会期中で、ご提案を申しあげました案件につきまして慎重に審議を尽くしていただき、さらには原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、審議の過程や一般質問の場において議員各位よりいただきましたご意見等につきましては、今後の市政運営に反映してまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、那須塩原市が発足をいたしまして最初の1年も、残すところ半月余りとなりましたが、この1年は、文字どおり那須塩原市の基盤整備の年でありました。さらに、2月の市長選挙、4月には市議会議員の選挙、7月には農業委員の選挙、そして9月には衆議院議員総選挙と、選挙の1年でもありました。

このような中で、信頼と協調を基本理念に発足いたしました那須塩原市にふさわしい事業、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原市」にふさわしい事業の実施に向けて、市政懇談会等を開催し、多くの市民の声に耳を傾け、事務事業の調整を推進してまいりました。

これからも引き続いて、那須塩原市のまちづくりに積極的に取り組んでまいりますので、議員各位のさらなるご協力をお願いを申し上げます。

今年度冬は、新型インフルエンザの流行が心配されておりますが、どうか健康に十分留意をされますとともに、健やかに新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、第7回那須塩原市

議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつと
いたします。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たり、ごあいさつ
申し上げます。

去る11月28日から16日間にわたり開会されました平成17年第7回那須塩原市議会定例会は、提出
されました議案につきましてご協力いただき、こ
こに全議案の審議を終了することができました。
各位のご協力に対して、心から御礼申し上げるも
のでございます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各
議員から提出されました意見、要望等を十分に審
査し、検討し、市政に反映されますように要望い
たすところでございます。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時37分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成17年12月13日

議 長 高 久 武 男

署 名 議 員 平 山 啓 子

署 名 議 員 木 下 幸 英